

栃木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 23 日

栃木市農業委員会

会長 若色 昭松

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として、明確に位置づけられた。

栃木市は農業を基幹産業としている県内有数の都市であり、米麦を中心に施設園芸・果樹・畜産等の複合的経営が盛んに行われている。一方、農業者の高齢化、後継者・担い手不足、耕作放棄地の増加など課題もある。

米麦については担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地 中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

栃木市ならではの強みを活かしながら、少しでも課題を解消・克服して活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が担当区域での活動、連携しての活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、栃木市農業委員会の指針として、具体的な目標、推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、『栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』及び『栃木市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想』を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 担い手への農地利用集積について

(1) 目標（令和13年度末に80%。）

令和4年度末			令和7年度末		
管内の農 地面積(A)	農地集積 面積(B)	農地集積 率(B/A)	管内の農 地面積(C)	農地集積 面積(D)	農地集積 率(D/C)
9,590ha	4,610ha	48.1%	9,470ha	5,540ha	58.5%

(2) 推進方法

ア 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 担い手(農業営農集団や新規参入法人を含む)の育成を図り、遊休農地の解消を進めながら、農地所有者と担い手の橋渡しや、関係機関（農業会議、農地中間管理機構、農業公社等）への情報提供を図るなどして農地利用の集積・集約化を進める。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 目標

令和4年度末			令和7年度末		
管内の農 地面積(A)	遊休農地 面積(B)	遊休農地 の割合 (B/A)	管内の農 地面積(C)	遊休農地 面積(D)	遊休農地 の割合 (D/C)
9,690ha	92ha	0.9%	9,550ha	35ha	0.4%

(2) 推進方法

ア 農業委員及び推進委員の農地パトロール及び利用状況調査を実施徹底する。

イ 農家の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用し、担い手への集積を促進する。

ウ 山林原野化した農地復元不可能な農地は、「非農地判断」を実施し、適正な農地の確定・把握を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 目標

令和４年度末	令和７年度末
新規就農者（個人・法人の合計）	新規就農者（個人・法人の合計）
年間８経営体	年間９経営体
年間６ha（１経営体当たり）	年間７ha（１経営体当たり）

(2) 推進方法

ア 農業会議、農地中間管理機構、農業公社等と連携し、新規参入者の把握に努め、支援機関への誘導や農地の紹介・斡旋等の支援をする。

イ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

ウ 委員、推進委員は新規就農者を支援する事業等に積極的に参加することで、新規参入希望者の情報を取得し、よりよい就農ができるようフォローアップする。